

新たな農業委員会制度の確立に関する要請

「農業委員会等に関する法律（以下、農業委員会法）」改正法案等を内容とする「農業協同組合等の一部を改正する等の法律案」が4月3日に閣議決定のうえ今通常国会に提出され、現在、審議されている。

農業委員会は、これまでも時代の変化に対応しつつ、独立した行政委員会として、「土地と人」対策を通じて、地域農業の維持・発展に取り組んできた。今後とも、地域に根ざした農業委員会・農業委員が「自信と誇り」「やる気」「情熱」をもって、役割・機能を十全に果たしていくことが極めて重要である。

わが国農業・農村の維持・発展をめざし、市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所の3段階の農業委員会系統組織が総力を挙げて取り組みのさらなる強化を図る観点から、「農業委員会等に関する法律」改正法の農業・農村現場における円滑な運用に向けて、下記について、検討するよう要請する。

記

1. 農業委員・推進委員の現場の実態に即した円滑な選任

農業委員・推進委員の地域からの推薦、募集については、現場の実態を踏まえた対応が図れるよう検討すること。

また、推薦・募集による候補者が定数を上回った場合の選任方法を明確にすること。

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の定数の確保

農業委員、推進委員とも、地域からの推薦を中心に、農業委員の十分な定数の確保（現在、地域の代表である選挙委員は26,733人、全農業委員は35,635人）、推進委員については、アンケート調査で「農業委員が責任を果たしうる農地面積」とされた約100ha（概ね3～4農業集落）に1人程度を確保する枠組みを検討すること。

※現行の選挙委員の枠組み（政令）

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 農地面積1,300ha以下または基準農業者数1,100人以下 | 上限20人 |
| ② 上下①、③以外の農業委員会 | 上限30人 |
| ③ 農地面積5,000ha超かつ基準農業者数6,000人超 | 上限40人 |

3. 女性・青年農業委員等の確保

- (1) 農業委員定数に女性・青年の推薦・募集枠を設定するなど、女性・青年農業委員の積極的な登用のための対応策を検討すること。

※女性農業委員数：（ ）内は全農業委員数に占める割合
平成23年：2,059人(5.7%)。うち選任委員1,637人、選挙委員422人
平成26年：2,572人(7.2%)。うち選任委員2,045人、選挙委員527人

- (2) 認定農業者の農業委員については、市町村間に認定者数の差があり、また、自らの経営が忙しく、農業委員会への参画が困難な場合もあることから、「委員の過半は認定農業者」については、現場に即して弾力的な対応が図れるよう検討すること。

※認定農業者の農業委員（1委員会当たり平均6名）
認定農業者の農業委員 10,312名（29%）
認定農業者がいる農業委員会数 1,432委員会（84%）

4. 農業委員会の事務局体制の整備・強化

市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するためには、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保すること。

5. 都道府県農業会議・全国農業会議所の円滑な組織変更と財源の確保

都道府県農業会議・全国農業会議所が円滑に「農業委員会ネットワーク組織」として指定されるよう支援すること。

また、都道府県農業会議・全国農業会議所を指定法人化（一般社団法人等）する場合、財政基盤を維持・強化するとともに、現行の仕組みが継承されるように措置すること。

6. 都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）の法令業務に伴う国の義務的支出負担経費の確保

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が関与する「農地転用許可」等の法令業務に係る国費補助と都道府県の支援措置を強化すること。

7. 新制度への円滑な移行措置の確保

現行の農業委員の任期満了時期が各々であること、また、法制度の改正に伴う市町村条例及び農業委員会規則の改正が必要であることから、新制度への円滑な移行措置を確保すること。